

輪島市監査公表第 37 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年12月2日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成25年11月22日（金） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○全国の漆に関わる専門家らが集う「漆サミット2013in 輪島」は、11月17日県立輪島漆芸技術研修所を主会場に開幕した。漆器産業の現状と未来をテーマにしたパネル討論では、輪島塗の再興に向けた熱意ある活発な意見が交わされた様子が伺われた。今後においても、各分野の方々との情報交換を大切に、輪島塗の良さを正しく伝える（PR活動）工夫、生活様式の変化に伴う新たなニーズに対応しながら、輪島塗の豊かな伝統の継承、発展を図られることを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。